

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2008年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境ガイドライン²の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を国際協力銀行経営責任者に報告すること、②環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って国際協力銀行経営責任者に報告します。さらに、関係者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

(3) 国際協力銀行の組織変更

2008年10月1日に、国際協力銀行(国際金融等業務)は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、及び中小企業金融公庫と統合し、株式会社日本政策金融公庫となりました³。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」

<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/confirm/index.html>

³ なお、旧国際協力銀行の海外経済協力業務については、2008年10月1日に国際協力機構(JICA)に承継されました。

2. 新環境ガイドライン担当審査役の就任について

2008年10月より以下の二人の専門家が新たに環境ガイドライン担当審査役に就任しました。

一方井 誠治氏（いっかたい せいじ;写真左）

京都大学経済研究所教授(先端政策分析研究所センター)。

昭和49年、東京大学経済学部卒業後、環境庁(現環境省)入庁。平成5年より企画調整局計画調査室長、環境計画課長、水質保全局水質管理課長、地球環境部企画課長、同省大臣官房政策評価広報課長、財務省神戸税関長等を歴任後、平成17年より現職。平成20年、京都大学博士(経済学)。京都大学大学院で「環境政策」等の講義も担当。

最近の研究テーマは、地球温暖化対策の経済的側面に関する調査研究、環境と経済の統合、排出量取引など。近著として、『低炭素化時代の日本の選択－環境経済政策と企業経営』(2008年、岩波書店)、『入門サステナビリティ学』(2008年、ダイヤモンド社、共著)などがある。

北村 喜宣氏（きたむら よしのぶ;写真右）

上智大学法学部教授、上智大学法科大学院教授。

昭和58年、神戸大学法学部卒業。昭和61年、神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了。昭和63年、カリフォルニア大学バークレイ校大学院「法と社会政策」研究科修士課程修了。平成3年、神戸大学法学博士。平成元年より横浜国立大学経済学部専任講師、助教授を経て、平成13年より現職。専門は行政法学・環境法学。平成16年より法務省新司法試験考査委員(環境法)。

最近は、行政法の実施過程研究、地方分権時代の法律・条例論、政策法務論を中心に研究。近著として、『自治体環境行政法〔第5版〕』(2009年、第一法規)、『現代環境法の諸相』(2009年、放送大学教育振興会)、『プレップ環境法』(2006年、弘文堂)、『行政法の実効性確保』(2008年、有斐閣)などがある。



3. 2008 年度活動報告

(1) 異議申立

2008 年度(2008 年 4 月～2009 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し本店、西日本国際営業部、海外の駐在員事務所を通じて一般の方にも配布する一方、途上国の実務者向けセミナー等を通じ、異議申立手続の周知に努めています。

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続が 10 数年前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 50 件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも経験・ノウハウを蓄積しています。

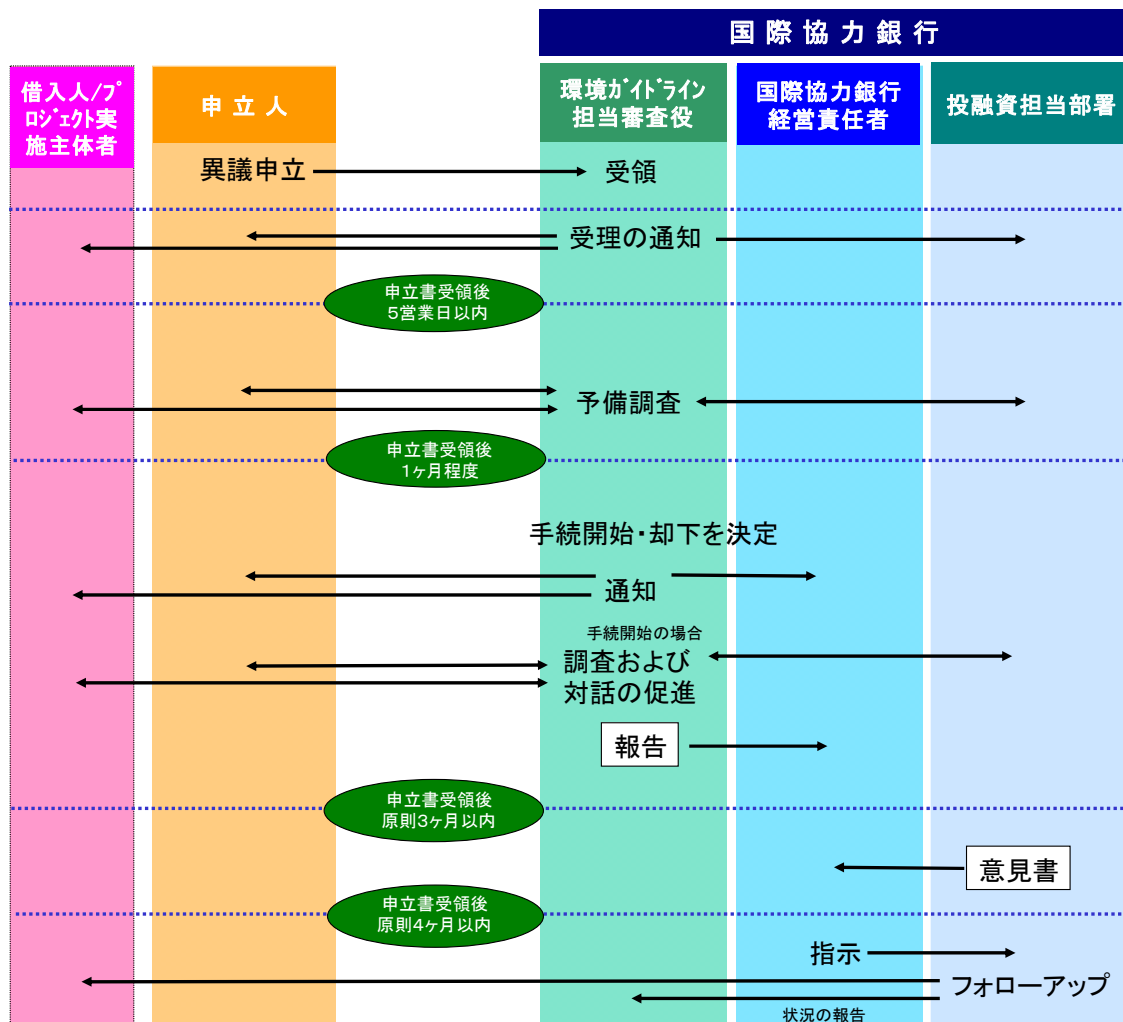
また、世界銀行インスペクション・パネルは、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004 年から情報共有・意見交換を行うための非公式会合を開催しています。その第 5 回会合が 2008 年 6 月にチュニス(アフリカ開発銀行(AfDB)主催)で開催され、本行からも担当審査役が参加しました⁴。この会合においては、各機関の経験と問題意識を基に、各機関による自己評価のあり方、モニタリングの重要性、いわゆるアウトリーチの方法、各機関の活動状況及び事例等について、活発な意見交換が行われました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

⁴ 参加機関: 世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD インデペンデント・リコース・メカニズム、ADB アカウントビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インデペンデント・レビュー・メカニズム、EIB コンプレインツ・メカニズム、OPIC オフィス・オブ・アカウントビリティ、NEXI 環境ガイドライン審査役、本行環境ガイドライン担当審査役

参考:異議申立の手續

(1)手續の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

以上

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか (いずれかに○をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある
重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申
立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束し
ます。

以 上